

はしがき

「法律学を学ぶことにどのような意義があるのか？」

このような問いは、非法学部の法律系教員にとってだけでなく、法学部に身を置く教員にとっても、とりわけ日本の大学の法学部出身者の大部分が法曹資格を取ることなく社会に出ていく現状にあっては、目の前に突きつけられる問い合わせであろう。しかし、特に非法学部に身を置く法律学系教員にとっては、それ以前にそもそも、法律学に対する学生の興味関心を呼び起こすことが、1つの課題となる。

本書は、筆者らの在籍する大学（商学部の単科大学）において、このような問題意識から生まれた本である。伝統的な法律学の入門書とは異なり、やや（あるいは大いに？）威厳を欠く体裁を取っているのは、このような問題意識のためでもある。すなわち、本書は一般的な法学入門の教科書とは異なり、法律学が日常生活と深くかかわりのあるものであることを読者に印象付け、法律学に対する読者の興味関心を呼び起こすとともに、読者が、様々な法分野におけるごく基本的な知識と理解を得ることを目的としている。

この目的のため、本書では、各章において次のような内容・構成となっており、本書の大きな特徴を成している。まず、各章において取り扱われるテーマは、学生の立場にあっても、日常生活において接することの少なくないであろう問題から取り上げられている。そして、このテーマに関する登場人物の冒頭の会話部分により、問題の所在を分かりやすく提示した上で、その後に続く叙述も、法学としての厳密さを多少犠牲にしつつ、できる限り平易な言葉を用いて説明している。厳密さを多少犠牲にしたとはいえ、読者の興味を引くであろう身近なテーマを基に、法学の論理的思考を自ずと学べる内容となるように配慮したつもりであるし、初学者にとってはとっつきにくく感じられるであろう条文の引用を最小限にとどめ、囲みに入れることにより、読み易さにも配慮し

たつもりである。最後に、各章の内容のまとめを登場人物の会話で示し、読者がさらに勉強を進めていくために参考となる文献や、今後勉強を進めていく礎石となりうる課題を、【参考文献】【調べてみよう・考えてみよう】という形で掲げてある（したがって、【参考文献】は、各執筆者が執筆にあたり参考とした文献とは異なる）。さらに、本書全体にわたる特徴として、上記の会話部分と相まって、問題となっている具体的な状況を読者がイメージしやすいように、イラストを各所に配置している点もあげることができよう。

執筆者はいずれも小樽商科大学に在籍する教員であり、そのため全法分野をカバーするには到底及ばないが、可能な限り各分野の教員が、上記の目的の下、趣向を凝らした成果が本書である。このような体裁には、批判の向きも多いことが予想されるが、ご理解をいただければ幸いである。

本書の使用方法としては、仮に2単位（半期に15回）の授業の教材として使用するのであれば、第1章から順に毎回1章ずつ取り扱えば、学生の興味を引きやすい身近なテーマから次第に自身の将来、そして社会への関心を呼び起こすテーマへとつながっていく章立てとなっている。あるいは、幾つかのテーマ群（たとえば、第2・3・10章で「契約自由とその変容」、第3・11～13章で「私有財産とその保護」、第5・6章で「子どもの権利・福祉」、第6～9章で「国家権力に対する市民の権利保障」などというように）を設定し、このテーマ群ごとに授業を進めていくという方法もあるかもしれない。さらに、適宜、本書の内容の一部に、本書では直接に取り扱っていない分野（たとえば、行政法、社会保障法、民事訴訟法などの各法分野、または法学部で開講される「法学」で取り扱われるような内容）を組み合わせて使用することも考えられよう。もちろん、教材としての使用ではなく単なる読み物として読んでいただいても構わない。

当初、筆者らの在籍する大学において使用する教材として刊行することを意図していたが、諸般の事情からその計画が頓挫していたところ、縁あって本書のような企画に快く（と編者は固く信じているが）応じてくださった法律文化社の関係者の方々には深く感謝している。とりわけ本書の刊行にお骨折りくださった法律文化社編集部の舟木和久様には心からお礼申し上げたい。また、本書に掲載するイラストを作成してくださっただけでなく、登場人物の名前や会

話部分のニュアンスに至るまで貴重なご意見をくださった小樽商科大学2年生
鈴木麻美様、宮崎愛子様にも、ここに記して感謝申し上げます。

2014年10月

編 者 林 誠司